

令和4年小田原市議会3月定例会議案

(議案第35号～議案第40号)

令和4年2月16日提出

目 次

○ 条例議案

議案第 35 号	小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例	1
議案第 36 号	小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例	3
議案第 37 号	小田原市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例	5
議案第 38 号	小田原市駅前広場条例の一部を改正する条例	8
議案第 39 号	小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	10
議案第 40 号	小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	11

案 議 例 條

議案第 35 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和 54 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市総合計画審議会の項中「策定」の次に「及び推進に関する事項」を加え、同部小田原市地域福祉計画策定検討委員会の項の次に次のように加える。

小田原市成年 後見制度利用 促進審議会	成年後見制度の利用の促進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10 人以内
---------------------------	--	--------

別表市長の部小田原市食育推進計画策定検討委員会の項を次のように改める。

小田原市健康 増進計画推進 委員会	小田原市健康増進計画の策定及び推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	30 人以内
-------------------------	---	--------

別表市長の部小田原市自殺対策計画策定検討委員会の項を削り、同部小田原市観光交流センター指定候補者選定委員会の項の次に次のように加える。

美食のまち小 田原推進事業 者選定委員会	美食のまち小田原推進事業を委託する事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	7 人以内
----------------------------	---	-------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正）
- 2 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和 44 年小田原市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 小田原市食育推進計画策定検討委員会の項中「小田原市食育推進計画策定

検討委員会」を「小田原市健康増進計画推進委員会」に改め、同表小田原市自殺対策
計画策定検討委員会の項を削る。

令和 4 年 2 月 1 6 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

市長の附属機関として小田原市成年後見制度利用促進審議会ほか2件の委員会を設置
する等のため提案するものであります。

議案第36号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例（昭和34年小田原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「第19条の2」の次に「及び第19条の2の2」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第15条の5の2中「第19条の2」の次に「及び第19条の2の2」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第19条の2の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改め、同条第2項後段中「の規定」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

- 第19条の2の2** 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条又は第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第14条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に規定する場合を除く。）。
- 2 第14条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第15条の4」とあるのは「第15条の5の6又は第15条の5の10」と、「第14条第2項」とあるのは「第15条の5の6第2項」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第15条の5の6第3項」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、前条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第14条又は第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に前条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第14条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第14条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）

5 第14条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第15条の4」とあるのは「第15条の5の6又は第15条の5の10」と、「第14条第2項」とあるのは「第15条の5の6第2項」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第15条の5の6第3項」と読み替えるものとする。

第19条の3中「前条第1項の」を「第19条の2第1項の」に、「前条第1項第1号」を「第19条の2第1項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第19条の2の2の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和4年2月16日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

国民健康保険法等が一部改正され、未就学児に係る保険料の被保険者均等割額の軽減措置が新設されることに伴い、本市の保険料についてこれに応じた措置を講ずるため提案するものであります。

議案第 37 号

小田原市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

小田原市青少年問題協議会条例（昭和 31 年小田原市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小田原市青少年未来会議条例

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 本市における青少年の健全育成に関する施策等の総合的かつ計画的な推進に資するため、小田原市青少年未来会議（以下「未来会議」という。）を設置する。

2 未来会議は、地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第 1 条に規定する市町村青少年問題協議会とする。

第 2 条第 1 項中「協議会」を「未来会議」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 青少年の健全育成に関する総合的施策の樹立及びその推進につき必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の健全育成に係る関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、地方青少年問題協議会法第 2 条第 1 項各号に掲げる事務に関すること。

第 2 条第 2 項中「協議会」を「未来会議」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（委員）

第 3 条 未来会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 未来会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 青少年の健全育成に関する活動に従事する者
- (3) 公募市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条から第6条までを削る。

第7条の見出し中「の職務」を削り、同条第2項中「あるとき」の次に「又は会長が欠けたとき」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項中「会議の議長となる」を「未来会議を代表する」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

未来会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

第7条を第4条とし、同条の次に次の2条を加える。

(会議)

第5条 未来会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 未来会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 未来会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 未来会議に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を未来会議に報告しなければならない。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

第8条第1項中「協議会」を「未来会議」に改め、「又は臨時委員」を削り、同条第2項中「任命し、又は委嘱する」を「任命する」に改め、同条第3項から第5項までを削り、同条を第7条とする。

第9条中「ものを除く」を「ものの」に、「協議会」を「未来会議」に、「事項については」を「事項は」に改め、「会長が」の次に「未来会議に諮って」を加え、同条を第8条とする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和 4 年 2 月 1 6 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

時代に即した子ども・若者支援施策の推進を図る必要性に鑑み、小田原市青少年問題協議会を小田原市青少年未来会議に再編するため提案するものであります。

議案第38号

小田原市駅前広場条例の一部を改正する条例

小田原市駅前広場条例（昭和50年小田原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項に次の1号を加える。

(4) 一般車駐車場（以下「駐車場」という。）

第2条の2第2項中「及び第3号」を「から第4号まで」に改める。

第7条の5中「前条第1項」を「第7条の4第1項」に改め、「（以下「使用者」という。）」を削り、「別表」を「別表第1」に改め、同条に次の1項を加える。

2 駐車場を使用する者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

第7条の5を第7条の7とし、第7条の4の次に次の2条を加える。

（駐車場の供用時間）

第7条の5 駐車場の供用時間は、終日とする。

（駐車場の使用制限等）

第7条の6 駐車場内においては、自動車の駐車場所として区画された場所以外の場所に自動車を駐車してはならない。

2 駐車場に駐車することができる自動車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車以外の二輪自動車を除く。）のうち、長さ5メートル以下であり、かつ、幅2メートル以下であるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する自動車は、駐車場に駐車することができない。

(1) 発火又は引火のおそれのある物品を積載している自動車

(2) 駐車場の施設を損傷するおそれのある自動車

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められる自動車

第8条に次の1項を加える。

2 駐車場の使用料は、駐車場を使用する者が自動車を当該駐車場から出場させる際に徴収する。

第9条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第11条第1号中「占有者又は使用者（以下「占有者等」という。）」を「占有者等（占有者又は使用者（第7条の7第1項に規定する者及び駐車場を使用する者をい

う。)をいう。以下同じ。)」に改める。

第20条中「の5倍」の次に「(駐車場の使用料にあつては、2倍)」を加える。

別表中「第7条の5」を「第7条の7」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2 (第7条の7関係)

単位	金額
20分ごと	200円(最初の20分にあつては、零)

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和 4 年 2 月 1 6 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

国府津駅広場の安全性及び利便性の向上を図るための拡張整備に伴い、一般車駐車を附設するため提案するものであります。

議案第 39 号

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

別表小田原市水道料金審議会の項を次のように改める。

小田原市上下水道事業運営審議会	上下水道事業の運営に関する事項につき、事業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	15 人以内
-----------------	--	--------

別表小田原市下水道運営審議会の項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 16 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

小田原市水道料金審議会及び小田原市下水道運営審議会を統合し、新たに小田原市上下水道事業運営審議会を設置するため提案するものであります。

議案第40号

小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例（昭和41年小田原市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「居住している」を「居住し、勤務し、又は通学する」に改める。

第5条第2項第2号を次のように改める。

(2) 第3条第3項第1号に該当しなくなったとき。

第12条の見出しを「（年額報酬）」に改め、同条第1項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条第2項中「報酬の」を「年額報酬の」に改める。

第13条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（出動報酬）」を付し、同条中「費用弁償」を「出動報酬」に改める。

第14条に見出しとして「（費用弁償）」を付し、同条第1項中「前条の場合を除き、」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条関係）

区分	報酬額	
	災害出動	1日につき（4時間以下の場合）
	1日につき（4時間を超える場合）	8,000円
警戒出動	1日につき	3,500円
訓練等出動	1日につき	3,500円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月16日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

消防団員の処遇等に関する検討会の中間報告を踏まえ、消防庁において非常勤消防団員の報酬等の基準が策定されたことに伴い、これに準じて本市の非常勤消防団員に係る出動報酬を新設する等のため提案するものであります。